

○自殺統計の作成要領の制定について

(昭和55年 1 月 31 日 例規第 2 号)

[沿革] 昭和58年 6 月 例規第12号、62年 3 月 第18号、平成元年 5 月 第28号、 3 年 2 月 第 9 号、 4 年 5 月 第28号、 7 年 12 月 第74号、11年 8 月 第36号、12年 2 月 第 4 号、20年 3 月 第25号、21年 12 月 第35号、22年 7 月 第18号、23年 2 月 9 号、24年 3 月 第12号、25年 5 月 第22号、26年 2 月 第 5 号、28年 2 月 第 4 号、令和元年 9 月 第32号、 3 年 12 月 第32号、 5 年 3 月 第 9 号改正

このたび、全国一斉に自殺統計が電子計算組織により処理されることになった。これに伴い別記のとおり要領を制定し、昭和55年 1 月 1 日から適用することとしたから適切に運用されたい。

別記

自殺統計作成要領

第 1 自殺統計作成の趣旨

自殺統計は、検視等を通じて把握した自殺者について、その実態を明らかにすることにより、保護活動を推進するほか、関係行政機関等による自殺防止のための諸施策を促進することを目的として作成するものである。

第 2 準拠

自殺統計の作成その他の自殺統計業務に関しては、自殺統計業務プログラムによる自殺統計業務実施要領の改定について（平成31年 3 月 18 日 付け警察庁 丙生企発第41号、丙捜一発第 5 号、丙情管発第36号）、自殺統計業務プログラムによる自殺統計業務実施細則の改正について（令和 3 年 10 月 7 日 付け警察庁 丁生企発第628号、丁捜一発第 121号、丁情管発第885号）その他別に定めのあるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 3 即報及び原票の作成等

1 原票作成対象事案の即報

刑事課長（奈良警察署、天理警察署及び橿原警察署にあっては刑事第一課長をいう。以下同じ。）は、検視規則（昭和33年 国家公安委員会規則第 3 号）による検視又は警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年 法律第 34号）による調査等が行われた死体について、警察署長がその死因を自殺と判断したときは、その旨を生活安全課長に即報するものとする。

2 原票の作成及び審査

1 の検視又は調査等を行った警察官（刑事部捜査第一課（以下「捜査第一課」という。）の検視業務を担当する警視又は警部の階級にある警察官が検視又は調査等

を行った場合は、当該検視又は調査等に立ち会った警察署の警察官）は、1により即報した死体について、その都度速やかに自殺統計原票作成要領（別表）に基づいて自殺統計原票（別記様式第1。以下「原票」という。）を作成し、第4の2の(2)に定める審査責任者の審査を受けるものとする。

第4 審査責任者等

- 1 生活安全部人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）及び警察署に、作成された原票を審査する審査責任者を置く。
- 2 審査責任者は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める者をもって充てる。
 - (1) 人身安全対策課 自殺統計事務を担当する課長補佐
 - (2) 警察署 刑事課長
- 3 審査責任者の事務を補助するため、審査責任者の下に審査担当者を置く。
- 4 審査担当者は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める者をもって充てる。
 - (1) 人身安全対策課 自殺統計事務を担当する係の係長
 - (2) 警察署 刑事課の係長又は主任

第5 原票の審査、引継ぎ及び送付

審査責任者等の任務は、次のとおりとする。

1 警察署の審査責任者

(1) 原票の審査

警察署の審査責任者は、原票各欄について記載内容の誤記、記入漏れ又は当該死体に係る検視記録等との矛盾若しくは各項目相互間の矛盾等の有無を審査するものとする。

(2) 原票の引継ぎ等

警察署の審査責任者は、審査が終了したときは、その都度、当該原票を生活安全課長に引き継ぐものとする。

2 生活安全課長

(1) 原票の送付等

生活安全課長は、原票の引継ぎを受けたときは、速やかに自殺統計原票送付書（別記様式第2）により、人身安全対策課に送付するものとする。

(2) 生活安全課における記録

第3の1に定める即報及び(1)に定める原票の送付等の経過を明らかにしておくため、生活安全課に自殺統計原票管理簿（別記様式第3）を備え付け、所要事項を記載しておくものとする。

(3) 指導及び教養

生活安全課長は、刑事課長と連携し、警察署における自殺統計業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な指導及び教養を行うものとする。

3 人身安全対策課の審査責任者等

(1) 原票の審査

人身安全対策課の審査責任者は、警察署から送信又は送付されてきた原票等について、捜査第一課の協力を得て、その記載内容を詳細に審査するものとする。

(2) 人身安全対策課における記録

(1)に定める原票の審査経過等を明らかにしておくため、人身安全対策課に自殺統計原票受理簿（別記様式第4）を備え付け、所要事項を記載しておくものとする。

(3) 指導及び助言

生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）は、生活安全課長に対して、自殺統計業務の適正かつ円滑な運用に必要な指導及び助言を行うとともに、刑事部捜査第一課長の協力を得て、刑事課長及び原票を作成する警察官に対して、自殺事案の即報及び原票の作成等の関し必要な指導及び助言を行うものとする。

第6 警察庁への報告

人身安全対策課の審査責任者は、次に掲げる情報について、それぞれ次に掲げる期日までに、警察庁生活安全局生活安全企画課に報告するものとする。

(1) 審査が終了した原票の情報 毎月10日

(2) 1月末までに確定させた、前年に発見された自殺者の原票に係る情報 2月5日

第7 自殺統計資料

1 人身安全対策課長は、審査が終了した原票の情報に基づき、自殺統計資料を作成することができるものとする。

2 人身安全対策課長は、関係行政機関からの自殺対策に資する目的での自殺統計資料の提供の依頼があったときは、当該関係行政機関と提供資料の取扱い、公表等について十分協議を行った上、可能な範囲で積極的に対応するものとする。

第8 留意事項

自殺統計事務の取扱いに当たっては、次の事項に留意するものとする。

1 原票は、通常の検視、死体の調査等又は捜査の結果判明した事項の範囲内において作成すること。

2 検視や死因の判断等に際して、自殺者又は遺族の名誉や人権等に関し、いやしく

も紛議が生ずることのないようにすること。

(別表及び別記様式省略)